災害救助法に基づく応急修理に関するＱ＆Ａ

【制度全般に関すること】

	質問	回答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは準半壊を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。
2	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
3	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、限度額を超える金額の修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
4	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 古くなった内装材の交換は対象外です。
5	民間賃貸住宅借上げ制度を使用した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、何とか自分で日常生活を継続できるようにするための制度です。 このため、修理期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、民間賃貸住宅借上げ制度の使用が可能です。
6	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。	併給は可能です。 応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊等の支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は自己負担分の契約が必要となります。
7	公営住宅や親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。	応急修理の実施は可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。